

台北市都市計画にみる近代化過程*

A Study on the Modernization Formations for the City Planning of TAIPEI *

田中重光**・三浦裕二***・片田友子****

By Sigemitsu TANAKA**, Yuji MIURA*** and Yuko KATADA****

1.はじめに

1895(明治28)年、日清戦争によって日本に割譲された台湾は、以降、第二次世界対戦終了までの50年間にわたり占領地政策の一環として統治(以下、日拠時代と称する)された。

その間、台湾統治の本拠地、台北では過去4回の都市計画が行われ、光復(台湾が中国に返還されること)後、中華民国南京国民政府(以下、中央政府と略)によってさらに伸長され、今日に見る緑豊かな広幅員をもった街路が築かれた。これは我が国での、特に東京においてはもう見ることがない見事な街路と緑地帯を持った街を形成した。それは、歴史の変遷の結果として、現存しているのである。

本研究は、中国近代における都市計画の成立と内容を明らかにし、今後の都市計画に資することを目的とするものであるが、中でも本稿の台北市都市計画は、取り分け近代から現代にかけてこの「築き上げて来た」都市形成過程の標本に匹敵すると共にこの研究は我が国における東京の都市形成過程と重ねて見ても意義と教訓を促すものと考えられる。

2.研究の目的

本稿は、日拠時代の市区改正計画や大台北市都市計画で、特に街路と都市緑地システムに着目し、さ

らに光復後の中央政府の都市政策の動向においてそれらがどのように位置付けられ推進と実行が図られたかを明らかにするものである。

3.日拠時代の市区改正計画

(1) 占領地都市計画の始まり

1895(明治28)年における日本の台湾行政は初代総督樺山資紀のもと開始された。清朝末期の劉銘傳による都市環境衛生も空しく、市街地の衛生状態は極めて悪化した。また社会的環境もアヘンなどの蔓延によりそのイメージは都市の中の「悪疫の巢」と化していた。翌年、第二代総督児玉源太郎によって招聘された後藤新平は民生長官に就任してその対策に講じる。都市対策の最初の始動は衛生状態の改善であった。

1899(明治32)年8月、第一回市区改正計画が公布された。主に街路計画と公園緑地計画が策定され、街路では、東南軸に延びる北門街(今の博愛路)の延長、府前街(今の重慶南路)の一部の拡幅、府教街を東城壁に並行させた街路変更(今の公園路)、東西軸には西門街(今の衡陽路)と今の介寿路の拡幅などが事業化された。公園緑地は清朝時代の天后宮一帯がそれに充てられ、先の府新街を変更して公園地の確保に当たった。これが台北における最初の公園緑地(予定地)の出現である。これらの計画および建設は今日の都市構造の骨格となっている。

第二回市区改正計画は、一転して城外の南門や東門一帯の整備を主眼にし、その計画区域面積は721haで、ほぼ城内における下水道は改善された。

1905年10月、第三回市区改正計画が公示された。その規模は計画面積約1,806ha(18.06km²)で、計画区域が城内や萬華(旧マンガ)、大同(旧モウコ

*キーワード: 道路計画、緑地、公園、都市計画

**正員、工修、日本大学 理工学部交通土木工学科

***正員、工博、日本大学教授 理工学部交通土木工学科

****学生員、日本大学 理工学部交通土木工学科

(千葉県船橋市習志野台7丁目24-1、

TEL 0474-69-5237. FAX 0474-69-2581)

ウ)の旧市街地をさらに拡張して、東門の城外、南門の城外、および三板橋一帯などを含む、旧市街地面積の約2倍に達している。

この改正計画の特徴として、第一は、三線道路と放射状街路の建設である。三線道路の形態は、中央を車道、両側を低速車道とし、それらの間は緑地帯で仕切られた広幅員40mのブールヴァールであった。これが現在の中山南路、忠孝西路、中華路、愛国西路に当たる。

放射状街路では、まず三線道路の四周の角地に円環を設けた上、それまでの台北城の東、南、西門に門前円環を設置してそこを中心に放射状の街路を設けた。東門の門前円環からは初期の仁愛路や信義路、南門からは羅斯福路、愛国東路、西門からは西門町に向かって三つの小街路が延びる。

第二は、台北新公園の建設である。台北新公園は本国の日比谷公園に次ぐもので、その規模面積7.6haと日比谷公園の約半分である。

(2) 1932年の大台北市都市計画

1932(昭和7)年1月に案を決定し、同年3月には大台北市都市計画(この次点から市区改正計画を都市計画と称する)として公示された。

大台北市都市計画における特徴は、社会、経済の進展に伴った街路計画と、その街路計画に緑地システムを組み合わせた公園系統の都市計画手法が導入されたことにある。

街路計画では東西に32本、南北に27本を計画した。中でも中央に放水溝付きの2本の特第1、2号路線並びに幹線公園街路(資料では園林大道または公園路と称している)などが極めて特徴的である。

緑地計画では公園を都市計画区域内の17箇所に新設し、その面積約388ha(公園及び幹線公園街路を含む)で、これは計画人口60万人に対して一人当たり6.5%であり、既設公園や広場、小公園、児童遊園などを含めると約10%程の高水準に達する。幹線公園街路は公園路として第1~5号まで計画され(図-1)、それぞれの公園と連結して将来の都市の伸長に強く配慮されていることから、大きく三つの計画における観点が考えられる。

第一は、南北において大公園を設けそれらの特第1号路線と幹線公園街路という二大街路で結ぶ

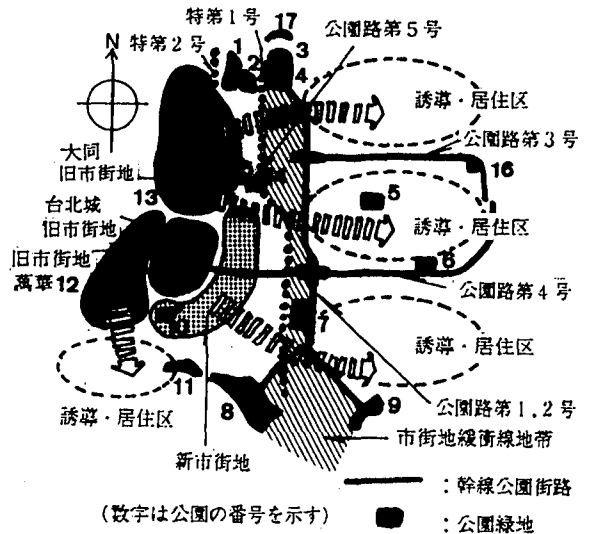


図-1 1932年大台北市都市計画の機能検討図
出所 講談社の復刻発行版をもとに川中重光作成、1995.8.15

ことで、この間に市街地における緩衝帯を創出したことにあり、これは同時に都市景観や都市排水、また、巨視的にみても都市防災など、その役割を担うものである。

第二は、東西方向の街路並びに幹線公園街路を計画することで、将来における旧市街地からの人口と居住地の分散化が図られたことである。

第三には、これらは将来、都市の発展を見越しての誘導立地を可能としている点であり、都市計画上もっとも重要な課題を導入している。

このように、大台北市都市計画は結果として勅使街道である中山北路及び三張犁道路(現在の信義路と基隆路であるが、計画街路とほど遠く一部のみ幅員40mで、その他は幅員12mであった)や特第一号路線と、三箇所の土地区画整理事業などが完成するにいたり、机上の計画で終わってしまった。しかし、この計画が策定されたことと、後の1944年における防空空地利用計画など、これらが戦後の中央政府主導による都市計画に継承され、かつ、その実効性を高めた上で、変容と伸長を遂げて行くのである。

4. 戦後の都市計画の変遷と展開

(1) 戦後初期の都市政策の動向と推進

戦争終期の日本の台北州庁は、本国と同様に1944年11月から翌年の5月にかけて防空空地計画を策定し実施した。これは第一次防空空地と第二次防空空地に分けられ、撤去家屋の総数は3,099戸であり、その総建築面積が、389,459㎡、並びに総土地面積が708,292㎡に上っている。

戦後、中央政府の内政部は直ちに各省政府に対して「地方政府恢復破壊城鎮應注意事項」及び「城鎮重新規劃須知」を打電した。これは、前者は都市の復旧において当然なすべき注意事項を内規したもので、保留空地や建築線街路沿いの土地区画整理などの制定を挙げており、また後者は系統化した精巧な都市計画を新たに作る場合の時期を把握し、並びに原則の厳守と最低限の事項を改めて定め、これを上奏することを地方政府に要求していた。

1945年10月、中央政府は黃朝琴を台北市長に指名して台北市政府が成立すると、日本の防空空地は全て台北市政府が没収し防空空地利用計画として街路や公園や緑地施設に充てることを決定した。

(2) 防空計画と街路と緑地システム計画

戦後1945年から1950年までの五年間における台湾は、中央政府、すなわち国民党政権による接收と強権からくる政治的動揺をもたらし、社会的、経済的混乱を極めた。中でもインフレの昂進は凄まじく、物価の上昇と相俟って市民生活は窮乏した。そこに輪をかけたのが中央政府の台北遷都による人口増加であった。台北遷都によって外省人（戦後、中国から新たに渡ってきた中国人のことをこう称して区別した）の移住も加わり、約48万人に膨れ上がり、さらに1951年には56万人にも達している。

台北は、前述の通り戦前、日本による建物疎開が実施されたが、戦後になると、市内の至る所にバラック建ての違反建築が建てられた。戦後の市政府の最初の都市政策は奇しくも「違章建築取締暫行辦法」の公布から始まった。つまり、違反建築を取り締まる臨時規則である。しかし、これが1949年に入ると取り締まるだけでは対応できず、ついには撤去・分散政策に乗り出した（図-2）。

1950年代になるとさらにこの状況は進行した。台北市の違反建築約15,000棟を筆頭に、高雄約13,000

棟、嘉義約951棟、台東約800棟、基隆約680棟ほか、という状況であった。台北市政府は1953年8月3日に工務局と警察局とが合同して撤去隊を編成し、1954年6月の高玉樹市長の再任を待って防空分散及び違反建築の撤去について施策方針を検討し、台北市政府と台北防衛司令部が連盟で防空及び分散を強化すると表明、すぐさま本市の11本の主要街路を防空分散街路として拡幅することを決定した。

この時点において、初めて防空という言葉が用いられ、これが分散と違反建築とに結ばれている。言い換えれば、防空政策すなわち違反建築撤去による主要街路の拡幅が、とどのつまりは街路建設と緑地システムへの形成でもあった。

台湾の経済復興とこの防空政策の策定は1950年6月の朝鮮戦争が契機となっている。特に防空政策は米国の「台湾海峡中立化」宣言が引き金となり中国本土との緊張関係から生じたもので、その最初が1954年9月3日の金門砲撃戦であった。これにより中央政府行政院（内閣に当たる）は1945年10月29日に「台湾省実施防空疏散重要城市建築管制辦法」を公布し、全省に渡って主要都市に防空危機を前提にした分散と建築規制が敷かれたのである。続く1956年9月の馬祖砲撃戦の発生により、1957年には蒋介石自ら「加強台湾防空民防工作計畫大綱」の計画を指示し、その中で、台北など10省懸轄市（主要都市）での都市計画を防空計画へと改修することを要求している。そして、1958年7月29日の台湾海峡での空中戦の発生は本格的な防空計画に基づく都市計画の策定と実施を促している。

台北での違反建築撤去と街路幅員の実施状況をみると、まず最初に、1955年5月12日から羅斯福路沿いの撤去作業を開始し、同年8月1日には800戸以上の撤去を終了して街路拡幅工事に着手、1956年5月26日からはアスファルト舗装を開始している。1959年7月1日には信義路三・四段（通りの区画）の違反建築撤去を完成させ、続く同年7月19日には松江路沿いを撤去し、同年11月21日には拡幅を開始する。1960年代に入ると中華西路を、次に中華西路の鉄路西側549棟、南京西路四角環の81棟、懷寧街の新公園口11棟、並びに中華商場を入れると違反建築680棟が全て撤去され、この頃まで総計約20,000棟に上っている。これにより、重慶北路や民権東路の拡幅

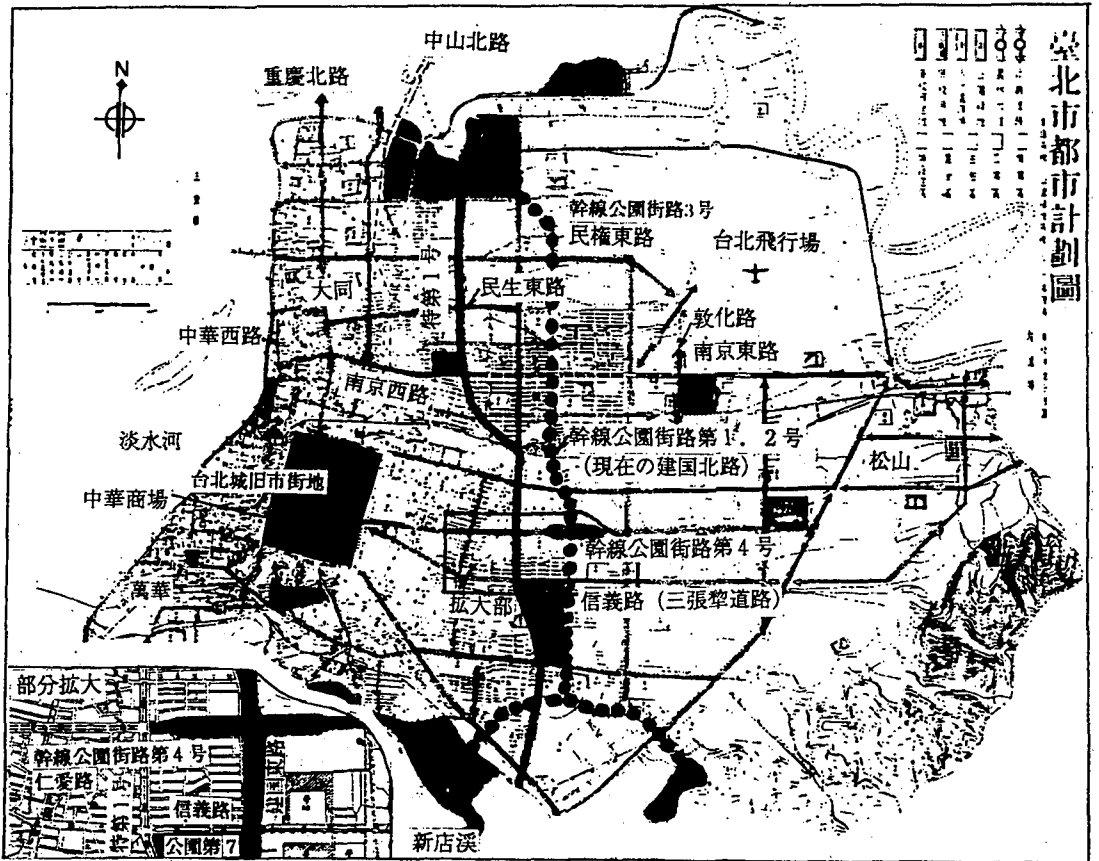


図-2 1951年台北市都市計画図

出所 台北市政府「台北市都市發展紀要」
書き込み文字は田中重光1995.8.15.

並びに林森北路、民生東路などを新設している。

5. おわりに

以上のことから次のことが見出された。

①1932年の日本による大台北市都市計画は、そのほとんどが計画で終わったものの、戦後、中央政府に継承された。

②戦後の台北市都市計画は、当初は違反建築撤去に始まり、続く1950年の朝鮮戦争によって防空画へと変化したことで、街路整備と緑地システム計画の促進と実施を容易にした。

③街路整備と緑地システムの実施は違反建築の撤去と分散化、これに連動して街路の拡幅、新設並びに空地の保確などによって推進された。

④この防空計画は、台北市に限らず、高雄、基隆の大都市をはじめ、潮州、内埔、永和、三重、新店ほか、11の中小都市で新しく都市計画決定を受けており、このことは台湾全域における都市づくりにおいて大きな成果を上げたことである。

参考文献

- 1) 台湾総督府内務局土木課。土木事業概要。1940.
- 2) 同上。土木事業統計年報。1940.
- 3) 朱萬里。台北市都市建設史。1953.
- 4) 台北市政府。台北市都市發展紀要。1971.
- 5) 越沢明。台北の都市計画1895～1945。1897.
- 6) 張景森：台湾現代城市規劃1895～1988。国立台湾大学学位論文。1992